官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務五六）　一
○イエメン共和国における主要港における税関機能改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合プロジェクト・サービス機関との間の書簡の交換に関する件（外務二〇六）　二
○スリランカ民主社会主義共和国におけるサイクロン被害を受けた内水面漁業の強靭性強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件（同二〇七）　三
○保安林の指定をする件（農林水産八四五～八五二）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通七九四～七九七）　五
○航路標識に関する件　五
（海上保安庁二〇）
○道路に関する件　五
（北陸地方整備局三三）
○道路に関する件（北海道開発局四五）　五
〔国会事項〕
法務省
〔人事異動〕
官庁事項　六
〔官庁報告〕
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　六
〔公　告〕
諸事項　六
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　六
特殊法人等
株式会社日本政策投資銀行特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の減少関係　七
会社その他　七

その他告示

○法務省告示第五十六号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年六月二十九日

法務大臣　平口　洋
山上　富蔵

神戸地方法務局所属

○外務省告示第二百六号

令和八年二月十二日にリヤド（サウジアラビア）で、イエメン共和国における主要港における税関機能改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合プロジェクト・サービス機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　主要港における税関機能改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億三千二百万円

3　署名者

日　本　側　中島洋一在イエメン大使

国際連合プロジェクト・サービス機関側　ムハンマド・ウスマン・アクラム・アンマン地域中核事務所代表兼所長

令和八年六月二十九日

外務大臣　茂木　敏充

○外務省告示第二百七号

令和八年五月二十九日にコロンボで、スリランカ民主社会主義共和国におけるサイクロン被害を受けた内水面漁業の強靭性強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が日本国政府と国際連合食糧農業機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　サイクロン被害を受けた内水面漁業の強靭性強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億八百万円

3　署名者

日　本　側　磯俣秋男在スリランカ大使

国際連合食糧農業機関側　ヴィムレンドラ・シャラン・スリランカ・モルディブ事務所代表

令和八年六月二十九日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第八百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県小林市南西方字山仁田七二八〇から七二八二まで・七二八三の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県小林市南西方字西木場七三四二の七七・七三四二の八一・七三四二の八三・七三四二の八四（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、七三四二の八七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字東山一〇五六七の一、一〇五六七の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡西米良村大字村所字平瀬七七五の七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方字今越二一九一の三、二一九一の一九から二一九一の二二まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡木城町大字中之又字松尾三の七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県児湯郡木城町大字中之又字松尾六の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び木城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　宮崎県えびの市大字榎田字園田三九九の一（次の図に示す部分に限る。）、大字小田字牟礼一六〇二の一（次の図に示す部分に限る。）、一六〇四、一六〇五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字園田三九九の一・字牟礼一六〇二の一・一六〇四・一六〇五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及びえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七百九十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二十九日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　北陸自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
黒部市若栗字中村割五〇七〇番三から同市荻生字山野三五〇九番一まで	前	最大 九〇	三九六
		最小 五一	
	後	最大 五八	
		最小 二七	

○国土交通省告示第七百九十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二十九日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　東海北陸自動車道
道路の区域
区間　南砺市柴田屋字西川原島五七四四番四から同市柴田屋字西川原島五七四五番三まで
変更前後別　前　後
敷地の幅員（メートル）　最小　九五　最大　九四
延長（メートル）　一二

○国土交通省告示第七百九十六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二十九日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

路線名　供用開始の区間　国土交通大臣　金子　恭之

路線名　関越自動車道　上越線　供用開始の期日　安中市松井田町横川字大林九五〇番六から同市松井田町横川字大林九七〇番一二まで　令和八年六月二十九日十時

○国土交通省告示第七百九十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二十九日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

路線名　北陸自動車道
道路の区域
区間　敦賀市杉津七三号宮ヶ谷一番五から同市杉津七三号宮ヶ谷五番三まで
変更前後別　前　後
敷地の幅員（メートル）　最大　三〇四　最小　二四一
延長（メートル）　一五四

国土交通大臣　金子　恭之

○海上保安庁告示第二十号

航路標識の設置、廃止及び一時撤去について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二十四条の規定により、次のように告示する。

令和八年六月二十九日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域A灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・三キロメートル）
北緯	三五―三七―三六
東経	一四〇―〇〇―二九
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　や　ぐら形
光達距離	三・〇海里
点灯年月日	令和八年十二月二日
記事	東京都港湾局管理
名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域B灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四〇
東経	一四〇―〇〇―三四
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　や　ぐら形
光達距離	四・五海里
点灯年月日	令和七年十二月二日
記事	東京都港湾局管理
灯光の質	単せん黄光　毎三秒に一せん光
光達距離	実効光度五四カンデラ
点灯年月日	令和七年十二月二日
記事	東京都港湾局管理
名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域C灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―三九
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　や　ぐら形
光達距離	三・〇海里
点灯年月日	令和七年十二月二日
記事	東京都港湾局管理
灯光の質	単せん黄光　毎三秒に一せん光
光達距離	実効光度二一カンデラ
点灯年月日	令和七年十二月二日
記事	東京都港湾局管理
名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域D灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・五キロメートル）
北緯	三五―三七―四八
東経	一四〇―〇〇―四四
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　や　ぐら形
光達距離	四・五海里
点灯年月日	令和七年十二月二日
記事	東京都港湾局管理
灯光の質	単せん黄光　毎三秒に一せん光
光達距離	実効光度二一カンデラ
点灯年月日	令和七年十二月二日
記事	東京都港湾局管理
名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域E灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯	三五―三七―四四
東経	一四〇―〇〇―四九
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　や　ぐら形
光達距離	三・〇海里
点灯年月日	令和七年十二月二日
記事	東京都港湾局管理
灯光の質	単せん黄光　毎三秒に一せん光
光達距離	実効光度二一カンデラ
点灯年月日	令和七年十二月二日
記事	東京都港湾局管理
名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域F灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯	三五―三七―四〇
東経	一四〇―〇〇―五四
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　や　ぐら形
光達距離	三・〇海里
点灯年月日	令和七年十二月二日
記事	東京都港湾局管理
灯光の質	単せん黄光　毎三秒に一せん光
光達距離	実効光度二一カンデラ
点灯年月日	令和七年十二月二日
記事	東京都港湾局管理
名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域G灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）
北緯	三五―三七―三六
東経	一四〇―〇〇―五九
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　や　ぐら形
光達距離	四・五海里
点灯年月日	令和七年十二月二日
記事	東京都港湾局管理
灯光の質	単せん黄光　毎三秒に一せん光
光達距離	実効光度五四カンデラ
点灯年月日	令和七年十二月二日
記事	東京都港湾局管理
名称	千葉港幕張沖第二埋戻し区域H灯浮標
位置	
所在地	千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）
北緯	三五―三七―三二
東経	一四〇―〇〇―五四
塗色及び構造	黄色X形頭標一個付　黄色　や　ぐら形
光達距離	三・〇海里
点灯年月日	令和七年十二月二日
記事	東京都港湾局管理
灯光の質	単せん黄光　毎三秒に一せん光
光達距離	実効光度二一カンデラ
点灯年月日	令和七年十二月二日
記事	東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｉ灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・九キロメートル）
北緯　三五―三七―二八
東経　一四〇―〇〇―四九
塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　や
光達距離　単せん黄光　毎三秒に一せん光　実効光度二一カンデラ　三・〇海里
灯質
点灯年月日　令和七年十二月二日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｊ灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約六・八キロメートル）
北緯　三五―三七―二四
東経　一四〇―〇〇―四四
塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　や
光達距離　単せん黄光　毎三秒に一せん光　実効光度五四カンデラ　四・五海里
灯質
点灯年月日　令和七年十二月二日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｋ灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・〇キロメートル）
北緯　三五―三七―二八
東経　一四〇―〇〇―三九
塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　や
光達距離　単せん黄光　毎三秒に一せん光　実効光度二一カンデラ　三・〇海里
灯質
点灯年月日　令和七年十二月二日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第二埋戻し区域Ｌ灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯　三五―三七―三二
東経　一四〇―〇〇―三四
塗色及び構造　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　や
光達距離　単せん黄光　毎三秒に一せん光　実効光度二一カンデラ　三・〇海里
灯質
点灯年月日　令和七年十二月二日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ａ灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・六キロメートル）
北緯　三五―三七―五一
東経　一四〇―〇〇―五二
廃止年月日　令和七年十二月三日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｂ灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・六キロメートル）
北緯　三五―三七―五一
東経　一四〇―〇〇―四八
廃止年月日　令和七年十二月三日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ａ灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・六キロメートル）
北緯　三五―三七―五一
東経　一四〇―〇〇―四八
廃止年月日　令和七年十二月二日

名称　衣浦港東防波堤西仮設灯浮標
位置　所在地　愛知県衣浦港（衣浦港西防波堤灯台の東南東方約四七〇メートル）
北緯　三四―四九―〇八
東経　一三六―五六―三三
廃止年月日　令和七年十二月二日

名称　鹿児島県管理　一　附属施設　レーダー反射器
位置　所在地　令和八年一月十六日
光達距離　全度
灯質　実効光度一五〇カンデラ　六・〇海里
点灯年月日　モールス符号白光　毎八秒にＵ（・・―）
記事

名称　下甑島西沖浮魚礁第二施設灯
位置　所在地　釣掛埼灯台（鹿児島県薩摩川内市）の西方約二〇キロメートル
北緯　三一―三八―三七
東経　一二九―二七―二九
灯質　黄色Ｘ形頭標一個付　黄色　や
光達距離　単せん黄光　毎三秒に一せん光　実効光度二一カンデラ　三・〇海里
点灯年月日　令和七年十二月二日
記事　東京都港湾局管理

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｃ灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・七キロメートル）
北緯　三五―三七―五九
東経　一四〇―〇〇―五八
廃止年月日　令和七年十二月三日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｄ灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・八キロメートル）
北緯　三五―三八―〇三
東経　一四〇―〇一―〇二
廃止年月日　令和七年十二月三日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｅ灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・六キロメートル）
北緯　三五―三七―五九
東経　一四〇―〇一―〇七
廃止年月日　令和七年十二月三日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｆ灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・五キロメートル）
北緯　三五―三七―五五
東経　一四〇―〇一―一二
廃止年月日　令和七年十二月三日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｇ灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・三キロメートル）
北緯　三五―三七―五一
東経　一四〇―〇一―一七
廃止年月日　令和七年十二月三日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｈ灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯　三五―三七―四七
東経　一四〇―〇一―一二
廃止年月日　令和七年十二月三日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｉ灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・一キロメートル）
北緯　三五―三七―三九
東経　一四〇―〇一―〇二
廃止年月日　令和七年十二月三日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｊ灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・一キロメートル）
北緯　三五―三七―四三
東経　一四〇―〇一―〇七
廃止年月日　令和七年十二月三日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｋ灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・二キロメートル）
北緯　三五―三七―四三
東経　一四〇―〇〇―五八
廃止年月日　令和七年十二月三日

名称　千葉港幕張沖第一埋戻し区域Ｌ灯浮標
位置　所在地　千葉県千葉港千葉区（千葉灯標の北北西方約七・四キロメートル）
北緯　三五―三七―四七
東経　一四〇―〇〇―五二
廃止年月日　令和七年十二月三日

名　称　伏木富山港伊喜礼参番定置網C浮標
位　置
所在地　富山県伏木富山港（新湊東防波堤灯台の東北東方約一・七キロメートル）
北　緯　三六―四七―二六
東　経　一三七―〇八―一一
廃止年月日　令和八年一月九日

名　称　阿須湾港南防波堤灯台
位　置
所在地　長崎県対馬市（阿須湾港南防波堤外端）
北　緯　三四―一三―〇〇
東　経　一二九―一七―五二
廃止年月日　令和八年一月十五日

名　称　日向沖波浪観測灯浮標
位　置
所在地　細島灯台（宮崎県日向市）の東南東方約二二キロメートル
北　緯　三二―二三―一二
東　経　一三一―五四―三六
廃止年月日　令和八年一月二十六日

○北陸地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二十九日

北陸地方整備局長　髙松　諭

その関係図面は、令和八年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

道路の区域

(一)　路線名　三百三十七号

(二)　区間　江別市江別太一九二番五〇から同市江別太一九三番五まで

(三)　変更前後別　敷地の幅員延長

前　七五・六〇メートル

後　八六・四七メートル

後　九八・七五メートル

延長　一八〇・〇一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

名　称　仙酔島南方灯浮標
位　置
所在地　走港中北防波堤西灯台（広島県福山市）の西方約三・四キロメートル
北　緯　三四―二一―一八
東　経　一三三―二三―四六
撤去年月日　令和七年十二月十三日
記　事　一時変更

名　称　走島東方灯浮標
位　置
所在地　走島高山三角点（広島県福山市）の東方約三・二キロメートル
北　緯　三四―二〇―〇六
東　経　一三三―二八―四一
撤去年月日　令和七年十二月十三日
記　事　一時変更

名　称　床潭港西防波堤灯台
位　置
所在地　北海道厚岸郡厚岸町（床潭港西防波堤外端）
北　緯　四二―五九―四三
東　経　一四四―五二―〇四
撤去年月日　令和八年一月二十九日
記　事　一時変更

○北海道開発局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十九日

北海道開発局長　遠藤　達哉

道路の種類　一般国道

路線名　三百三十七号

道路の区域

区間　江別市江別太一九二番五〇から同市江別太一九三番五まで

変更前後別　敷地の幅員延長

前　七五・六〇メートル

後　八六・四七メートル

後　九八・七五メートル

延長　一八〇・〇一八キロメートル

供用開始の期日　令和八年六月二十九日

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百七十号　輪島市三井町中川波六三番一から同市三井町中川波五四番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

国会事項

衆議院

情報監視審査会報告書提出

六月二十五日会長から令和七年年次報告書を議長に提出した。

法律公布奏上及び通知

六月二十五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律

議案送付

六月二十五日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

電気事業法の一部を改正する法律案

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案

議案通知

六月二十五日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案

議員表彰

六月二十五日小野寺五典は、永年在職議員として、院議をもってその功労を表彰された。

議事日程

六月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十四号

令和八年六月二十六日（金曜日）

午後一時開議

第一　日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

第二　公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（逢沢一郎外十名提出）

参議院

議事日程

六月二十六日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十五号

令和八年六月二十六日（金曜日）

午前十時開議

第一　防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

六月二十五日衆議院から次の議案が提出された。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第二二号）

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（衆第二三号）

議案受領

六月二十五日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第三六号）

また、同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四一号）

議案受領（予備審査）

六月二十五日衆議院から次の議案が送付された。

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣委員長提出）（衆第二二号）

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）（衆第二三号）
特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案（西岡義高外一名提出）（衆第二四号）
大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（西岡義高外一名提出）（衆第二五号）
公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律案（逢沢一郎外十名提出）（衆第二六号）
国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案（簗和生外七名提出）（衆第二七号）
衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案（加藤勝信外十一名提出）（衆第二八号）

議案送付（予備審査）

六月二十五日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。
児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案（高木真理外一名発議）

通知書受領

六月二十五日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律案
また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律

報告書提出

六月二十五日委員長から次の報告書を提出した。
防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）審査報告書

人事異動

法務省

法制審議会委員に任命する（六月二十五日）　富所　浩介

官庁報告

官庁事項

近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十九日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　一号
(三) 占用を制限する区域　区域　草津市野路六丁目字上北池一五番七から同市野路六丁目字上北池二三番一六まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年七月二十日
(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十九日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十二号
(三) 占用を制限する区域　区域　和歌山県日高郡由良町大字畑字惣岸二〇四番一から同町大字畑字惣岸二一〇番一まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年七月二十日
(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年六月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十九日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百七十五号
(三) 占用を制限する区域　区域　小野市池尻町字山添江五六〇番三から同市市場町字南山九二六番三五五まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年七月二十日
(七) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２０２６号

東京都千代田区飯田橋２丁目１番５号Ｓ－Ｇ１ａｎｚＫＵＤＡＮＢＬＤ．４階
清算株式会社　株式会社ダブルアール
代表清算人　岡田　高志
１　決定年月日　令和８年６月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２０２３号

東京都中央区銀座２丁目１０番６号銀座ＣＰＣビル
清算株式会社　中越エコプロダクツ株式会社
代表清算人　佐野　欽一
１　決定年月日　令和８年６月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第４号

兵庫県尼崎市小中島三丁目19番４号
清算株式会社　株式会社アマデウス
代表清算人　山崎　千春
１　決定年月日　令和８年６月15日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、令和８年４月６日（開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）及び特別清算債権に係る同月７日（開始決定日）以降の利息及び遅延損害金とする。
２　弁済の場所及び端数の処理
（１）本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
（２）按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　弁済及び免除
１　特別清算債権に対する弁済及び免除
（１）弁済方法
特別清算債権については、以下の方法により弁済する。
ア　資産換価代金から、清算結了までに発生し及び発生すると予想される共益的債権及び優先的債権の全額を控除して、弁済原資総額を算定する。
イ　本協定の認可決定確定日の属する月の末日までに、上記アを弁済原資として、下記割合に応じて弁済する。
記
株式会社アルファメディック　１９．２％
有限会社スマイル　２４．０％
有限会社ヤマダ　３．６％
スマイルファーマシー株式会社　８．５％
調剤薬局買収特化型投資事業有限責任組合第７号　１５．８％
株式会社かえで　１１．６％
株式会社ファーマシー・オフィスデポ　１７．３％
（２）免除方法
特別清算債権については、上記（１）イの弁済時において、弁済後の残債権額について全額免除を受ける。
２　開始決定日以降の利息・遅延損害金の免除
特別清算債権に係る令和８年４月７日（開始決定日）以降の利息・遅延損害金については、本協定の認可決定確定時に、全額免除を受ける。
第３　残余財産の処理
上記第２の１（１）イの弁済終了後において、清算株式会社に新たな財産が発見された場合には、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から清算結了までに発生し及び発生すると予想される共益的債権及び優先的債権の全額を控除した残額を弁済原資として、上記第２の１（１）イ記載の割合に応じて弁済する。この場合においては、弁済額の範囲において、特別清算債権についての免除は撤回されたものとする。
以上
神戸地方裁判所尼崎支部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

令和８年６月29日
東京都渋谷区代官山町一七番一―二九一〇号
（甲）合同会社ラ・グレース
代表社員　桃原　莉恵
東京都渋谷区代官山町一七番一―二九一〇号
（乙）デラストレ合同会社
代表社員　桃原　莉恵
東京都渋谷区代官山町一七番一―二九一〇号
（丙）合同会社サントリーニ
代表社員　桃原　莉恵

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十二日
掲載頁　七十六頁（号外第一三六号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十二日
掲載頁　七十六頁（号外第一三六号）
（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十二日
掲載頁　七十六頁（号外第一三六号）
令和八年六月二十九日
東京都渋谷区恵比寿一丁目一五番九号日宝恵比寿ビル四〇三
（甲）株式会社TCG
代表取締役　川添　敏広
東京都渋谷区東三丁目九番一九号
（乙）株式会社Deepblue
代表取締役　川添　敏広
東京都渋谷区東三丁目九番一九号
（丙）Truestar Consulting Group株式会社
代表取締役　川添　敏広

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　千葉日報
掲載の日付　令和八年四月二十四日
掲載頁　十七頁

令和八年六月二十九日
東京都千代田区九段北一丁目四番五号北の丸グラスゲート七階
（甲）株式会社ＮＣ
代表取締役　鎌田　長明
長野県千曲市大字須坂四九一番地の二
（乙）長野クリエート株式会社
代表取締役　鎌田　長明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）ＴＣＧ２５１５株式会社
確定した最終事業年度はありません。
（乙）株式会社ＳＧＫホールディングス
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年四月一日
掲載頁　十四頁
（丙）ブレインズ株式会社
掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月十三日
掲載頁　九十七頁（号外第八十六号）
（丁）株式会社杉孝グループホールディングス
掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年三月二十七日
掲載頁　七十二頁（号外第七十二号）
令和八年六月二十九日
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
（甲）ＴＣＧ２５１５株式会社
代表取締役　齋藤　玄太
東京都港区浜松町二丁目四番一号
（乙）株式会社ＳＧＫホールディングス
代表取締役　福永デイミトリ広
東京都港区浜松町二丁目四番一号
（丙）ブレインズ株式会社
代表取締役　福永デイミトリ広
横浜市神奈川区金港町一番地七
（丁）株式会社杉孝グループホールディングス　代表取締役　杉山　亮

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十六日
掲載頁　三十七頁（号外第一三二号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十六日
掲載頁　三十七頁（号外第一三二号）
令和八年六月二十九日
東京都港区六本木四丁目一番四号
（甲）株式会社日本リーガルネットワーク
代表取締役　南谷　泰史
東京都港区六本木四丁目一番四号
（乙）ＡＴＥ株式会社
代表取締役　南谷　泰史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月一日
掲載頁　六十八頁（号外第七十八号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　六十頁（号外第七十六号）
令和八年六月二十九日
東京都品川区西五反田八丁目九番五号
（甲）株式会社フルキャスト
代表取締役　小田　延宏
東京都品川区西五反田八丁目九番五号
（乙）株式会社おてつだいネットワークス
代表取締役　小林　勝昭

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の減少公告

各位
令和８年６月29日
東京都千代田区大手町１丁目９番６号
株式会社日本政策投資銀行
代表取締役　牧　　裕文

当行は、令和８年８月31日を効力発生日として、特定投資準備金の額を89,590,535,548円、減少することにいたしました。株主総会の決議は令和８年６月26日に行っております。また、財務大臣の認可を令和８年６月26日に受けております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内に、当行までその旨を書面にてお申し出ください。
なお、当行は、金融商品取引法第24条第１項の規定により、最終事業年度に係る有価証券報告書を提出しております。

以　上

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十九日

東京都中央区新富一丁目一一番一〇―九〇一号　（甲）合同会社ダブルエイアイ

代表社員　木村　章展

東京都中央区銀座七丁目一三番六号サガミビル二階

（乙）合同会社大和都市開発ＡＡ

代表社員　木村　章展

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十九日

掲載頁　八十六頁（号外第一二〇号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十九日

掲載頁　八十六頁（号外第一二〇号）

令和八年六月二十九日

岐阜県可児市一野一九七九番地一五〇

（甲）株式会社カケフホールディングス

代表取締役　掛布　拓雄

岐阜県可児市姫ケ丘一丁目一七番地

（乙）株式会社スタールカケフ

代表取締役　掛布　拓雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十二日

掲載頁　八十三頁（号外第一三六号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十二日

掲載頁　八十四頁（号外第一三六号）

令和八年六月二十九日

岡山県倉敷市笹沖四六八番地の五

（甲）株式会社岡山医学検査センター

代表取締役　成藤　達郎

広島県尾道市高須町四七九四番地六

（乙）株式会社オーエムエル

代表取締役　成藤　達郎

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十九日

福岡市博多区博多駅東二丁目二番二号博多東ハニービル二階　（甲）司法書士法人奏

社員　石川　誉人

福岡市博多区博多駅東一丁目一三番六号―六〇五号　（乙）司法書士法人つむぐ

社員　盛　真琴

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のＦＡ事業及びＤＸ事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月十七日

掲載頁　二頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月十七日

掲載頁　三頁

令和八年六月二十九日

東京都板橋区小豆沢四丁目二六番一三号

（甲）株式会社ロビット

代表取締役　橋本　優希

東京都千代田区神田三崎町二丁目一〇番八号オリックス水道橋ビル五階

（乙）株式会社コズム

代表取締役　橋本　優希

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の介護福祉用具レンタル及び販売事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十五日

掲載頁　一三四頁（号外第一一五号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十二日

掲載頁　一五二頁（号外第一三六号）

令和八年六月二十九日

東京都目黒区青葉台三丁目一番一九号

（甲）株式会社日本介護センター

代表取締役　浅尾　洋伸

東京都目黒区青葉台三丁目一番一九号

（乙）株式会社ＣｙＸｅｎ

代表取締役　新原　大貴

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のイトーヨーカドー高砂店、イトーヨーカドー浦和店、イトーヨーカドーたまプラーザ店、イトーヨーカドー綾瀬店、イトーヨーカドー伊勢原店、イトーヨーカドー上尾駅前店、イトーヨーカドー流山店、イトーヨーカドー八王子店、イトーヨーカドー三島店、イトーヨーカドー立場店、イトーヨーカドー湘南台店、イトーヨーカドー明石店、アリオ川口店、アリオ札幌店、アリオ鷲宮店、イトーヨーカドー大森店（令和八年四月一日付で効力発生した吸収分割により乙から甲に承継済みものに追加して一部資産の分割を行うもの）における不動産管理事業及びテナント事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十一日

掲載頁　二頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十一日

掲載頁　三頁

令和八年六月二十九日

東京都品川区南大井六丁目二七番一八号

（甲）株式会社クリエイトリンク

代表取締役　井上　了徳

東京都千代田区二番町八番地八

（乙）株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役　真船　幸夫

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により住友不動産ステップ株式会社（乙、住所東京都新宿区西新宿二丁目六番一号）の賃貸営業部、営業推進部営業支援課賃貸営業推進係、検査部検査一課賃貸検査係が所管する一切の事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）http://www.stepon.co.jp/ir/ir.html

令和八年六月二十九日

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号

ＳＲＤ住宅リース株式会社

代表取締役　永山　貴

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の水産事業部において営む水産事業（ただし、双日食料水産株式会社の株式の所有による同社の経営管理及びこれに付帯する事業を除く）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月十二日

掲載頁　五頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月十二日

掲載頁　五頁

令和八年六月二十九日

東京都港区六本木三丁目一番一号

（甲）マリンフーズ株式会社

代表取締役　藤原　勝紀

東京都港区六本木三丁目一番一号

（乙）双日食料株式会社

代表取締役　小泉　豊

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の飲食事業以外の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月二十九日

東京都文京区弥生二丁目三番一〇号

（甲）株式会社プレジデント

代表取締役　飯島　力弥

東京都台東区上野六丁目一〇番一四号

（乙）有限会社大統領

代表取締役　飯島　力弥

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の太陽光発電事業及び不動産事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十三日

掲載頁　八十八頁（号外第一三七号）

令和八年六月二十九日

東京都板橋区栄町三二番五―一二七号

（甲）株式会社ＲＥＧＡＬＯ

代表取締役　中須賀秀則

東京都板橋区栄町三二番五―一二七号

（乙）昭和ライト株式会社

代表取締役　中須賀秀則

吸収分割公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は吸収分割して甲は乙のすべての事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　二頁

令和八年六月二十九日

滋賀県長浜市元浜町八番一七号

（甲）株式会社黒壁

代表取締役　河本　茂行

滋賀県長浜市元浜町一二番三八号

（乙）株式会社黒壁

代表取締役　桑名　祐司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の社債に係る債務（これに関連する契約その他の権利義務を含む。）並びに当該社債の元本及び未払利息に相当する額の金銭その他の財産を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年七月三十一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき、乙は会社法第七八四条第一項に基づき、株主総会の承認決議を経ずにこの会社分割を行います。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年六月二十九日

大阪市中央区北浜四丁目五番三三号

（甲）住友電気工業株式会社

代表取締役　井上　治

愛知県小牧市東三丁目一番地

（乙）住友理工株式会社

代表取締役　清水　和志

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のパワーツール事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月十一日

掲載頁　八十七頁（号外第一〇四号）

令和八年六月二十九日

大阪府門真市大字門真一〇四八番地

（甲）ネクセラフィールドワークス株式会社　代表取締役　川本　哲靖

大阪府門真市大字門真一〇四八番地

（乙）パナソニックエレクトリックワークス株式会社

代表取締役　大瀧　清

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＧＡＭ（住所、東京都品川区大崎三丁目七番一〇号大崎ステーションレジデンス三一〇三号室）に対して当社の飲食店運営及び不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十六日

掲載頁　二頁

令和八年六月二十九日

東京都中央区銀座三丁目一四―一三第一厚生館ビル五Ｆ

株式会社ＧｉＦＴ

代表取締役　濱田　智圭

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社アフロ（住所東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ―Ｃ）に対して当社の資産運用及び管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　宮古毎日新聞

掲載の日付　令和八年六月十九日

掲載頁　十頁

令和八年六月二十九日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆Ｅ・ＢＬＤ．六Ｆ

株式会社ＭＳＣ

代表取締役　増井　俊介

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ホールディングス（住所東京都港区六本木三丁目一六番一二号六本木ＫＳビル五Ｆ）に対して当社の持株会社事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　宮古毎日新聞

掲載の日付　令和八年六月十九日

掲載頁　十頁

令和八年六月二十九日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆Ｅ・ＢＬＤ．六Ｆ

株式会社ＭＳＣ

代表取締役　増井　俊介

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社スリーリーブス（住所神奈川県海老名市大谷北二丁目二七番四〇号）に対して当社の新設分割計画書記載の権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十二日

掲載頁　五十九頁（号外第一一四号）

令和八年六月二十九日

神奈川県座間市栗原八七三番地一七

株式会社神奈川電気計装

代表取締役　前田　晃充

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社テラス（住所和歌山県和歌山市坂田八五番地）に対して当社が株式会社島精機製作所に対して負担する一切の流動負債及び固定負債を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十七日

掲載頁　一二三頁（号外第一三三号）

令和八年六月二十九日

和歌山県西牟婁郡白浜町二九九八番地の一〇

株式会社サウステラス

代表取締役　徳山　登彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十九日

茨城県水戸市見川四丁目四一四番地の四七

合同会社ルミエール

代表社員　矢口ひかる

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十九日

埼玉県白岡市彦兵衛一九五番地三

合同会社Ｇｒｏｗ

代表社員　野口　健二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十九日

埼玉県草加市手代三丁目五六番一号

合同会社スマイルホーム

代表社員　武政　壮茂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十九日

東京都渋谷区恵比寿南二丁目一七番三号

合同会社ＫＭＳ

代表社員　鎌田　正彦

組織変更公告

当会社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更について異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年六月二十九日

東京都港区南青山二丁目二番一五号

合同会社宝旺

代表社員　小宮山恵介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十九日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二Ｆ

合同会社ＬＹＮＱ　ＤＥＳＩＧＮ

代表社員　楊川　梓楊

効力発生日変更公告

当社は、株式会社ＩＰ　ＤＲＥＡＭとの間で行う株式交換について、令和八年六月三十日としていた効力発生日を、両社合意の上、令和八年七月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年六月二十九日

東京都千代田区神田神保町一丁目四四番二号

グリッドマーク株式会社

代表取締役　吉田　健治

効力発生日変更公告

当社は、令和八年七月一日予定の吸収合併の効力発生日を令和八年八月一日に変更いたしましたので公告します。

令和八年六月二十九日

長崎県佐世保市白岳町一五〇九番地

西部故紙センター株式会社

代表取締役　岩渕　慶太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千五百七十五万三千九百四十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十六日

掲載頁　三十七頁（号外第一三二号）

令和八年六月二十九日

東京都港区六本木四丁目一番四号

株式会社日本リーガルネットワーク

代表取締役　南谷　泰史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二千百十九万六千円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年五月二十七日

掲載頁　八頁

令和八年六月二十九日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

ミントフラッグ株式会社

代表取締役　片山　崇

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千三百六十一万二千二百二十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十二日

掲載頁　九十一頁（号外第二七九号）

令和八年六月二十九日

東京都品川区西五反田三丁目六番三二号ＴＥＲＲＡＣＥ　ＳＩＴＥ　ＧＯＴＡＮＤＡ三Ａ

株式会社オリグレス

代表取締役　吉武　優

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.shinsanwa-foods.com

令和八年六月二十九日

東京都立川市若葉町四－一八－五

新三和フーズ株式会社

代表取締役　孫　剛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月十六日

掲載頁　十二頁

令和八年六月二十九日

東京都港区新橋六丁目一三番一二号ＶＯＲＴ新橋Ⅱ九階　ＤＭＭローン診断株式会社

代表取締役　前田　一人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年一月十六日

掲載頁　三頁

令和八年六月二十九日

東京都千代田区神田佐久間町一丁目一一番地

株式会社アラヤ

代表取締役　金井　良太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億八千二百九十四万三千百円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日であり、株主総会の決議は令和八年七月七日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://timetreeapp.com/

令和八年六月二十九日

東京都新宿区西新宿六丁目一八番一号

株式会社ＴｉｍｅＴｒｅｅ

代表取締役　深川　泰斗

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千四百十万五千五百円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月十八日

掲載頁　三頁

令和八年六月二十九日

東京都台東区三筋一丁目一七番一二号長沼ビル二〇一　ＷＡｍａｚｉｎｇ株式会社

代表取締役　千葉　史子（加藤　史子）

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千四百九十九万二千五百円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　三頁

令和八年六月二十九日

東京都目黒区目黒三丁目一三番一八号

ＰＬＡＩＮＥＲ株式会社

代表取締役　小林　大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億千三百五十五万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

ＣＵＳＴＡ株式会社

代表取締役　髙城　雄大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千六百二十八万二千四百二十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/117107/announces

令和八年六月二十九日

東京都中央区八丁堀三丁目四－一二Ｅｍｕｔｅ Ｙｏｂａｓｈｉ一〇一号

株式会社ｍｉｒａｉｉ

代表取締役　福田　紘也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一万円減少し金二百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十九日

東京都千代田区岩本町三丁目七番一五号ＶＯＲＴ秋葉原Ⅶ二〇一

合同会社ＡＩ　Ｓｍａｒｔ　Ｓｏｌｕｔｉｏｎｓ

代表社員　大塚　航希

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千六百四十万八千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://biz.can-ly.com/

令和八年六月二十九日

東京都品川区東品川二丁目二番二〇号

株式会社カンリー

代表取締役　辰巳　衛

資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十七億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0066/index.html

令和八年六月二十九日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

アリエス特定目的会社

取締役　ベネット佳恵子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千四百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十四日

掲載頁　一三八頁（号外第一三九号）

令和八年六月二十九日

東京都港区六本木三丁目一七番一二－一〇三号

株式会社Ｇｒａｎｄ　Ｂｌｅｕ＆Ｃｏ.

代表取締役　青木　康治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十九日

東京都新宿区神楽坂四丁目八番地ＯＮＥＳＴ飯田橋スクエア

株式会社ＴａｌｅｎｔＸ

代表取締役　鈴木　貴史

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億百三十七万九千九百八十四円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月十七日

掲載頁　十二頁

令和八年六月二十九日

山梨県甲府市国母四丁目三番四〇号

ジェネリック化粧品株式会社

代表取締役　新津　和也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千百万円減少し九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

浜松市中央区上石田町二一五七番地

株式会社トラストワーク浜松

代表取締役　岡野　翔大

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金七億三千七百八万五千三百円減少し金三億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月十日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和八年六月二十九日

愛知県春日井市味美町二丁目一五六番地

東洋電機株式会社

代表取締役　松尾　昇光

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月二十九日

兵庫県西宮市甲子園浜田町一〇番一号

有限会社甲南設備工業所

取締役　水杉　栄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千三百五十万円減少し九百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月三十日

掲載頁　三一九頁（号外第一〇〇号）

令和八年六月二十九日

鳥取県倉吉市谷六〇五番地三三

株式会社ウッドプラスチックテクノロジー

代表取締役　中山　東太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月二十九日

岡山県岡山市北区今二丁目三番二七号

有限会社スマイルクリーン

代表取締役　立間　章一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　大分合同新聞

掲載の日付　令和八年六月二十七日

掲載頁　二十二頁

令和八年六月二十九日

大分県大分市今津留三丁目一番一号

株式会社大分放送

代表取締役　猪俣　知三

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十億八千四百五十一万千二十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十九日

東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号渋谷フクラス一七階

Ｔｒａｉｌｈｅａｄ　Ｇｌｏｂａｌ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社

代表取締役　高田　十光

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六二一、六九二、六〇〇円減少し、〇円とすることといたしました。

また、減少した資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えることといたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日を予定しており、株主総会決議は、令和八年六月二十六日に終了しております。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十九日

東京都港区赤坂一丁目一一番三〇号

株式会社ファブリカホールディングス

代表取締役　谷口　政人

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六百四十三億一千一百万七千三百九十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年七月三十日までにお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十九日

富山市堤町通り一丁目二番二六号

株式会社ほくほくフィナンシャルグループ

代表取締役　中澤　宏

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二十七億二千八百二万六千七百六十五円、利益準備金の額を二億五千四百九十五万五千九百八十七円減少し、資本準備金の額を〇円、利益準備金の額を〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は令和八年六月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十九日

名古屋市中区錦三丁目一〇番三二号

ＶＴホールディングス株式会社

代表取締役　山﨑　宅哉

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を四百七十八億円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年六月十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十九日

大阪府茨木市下穂積一丁目一番二号

日東電工株式会社

代表取締役　赤木　達哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億円減少、資本準備金の額を五億円減少し、それぞれ五億一千四百十一万二千五百円、二億四千六百二十一万二千五百円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十日であり、株主総会の決議は令和八年六月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十九日

東京都港区赤坂六丁目一八番三号

株式会社アイビー化粧品

代表取締役　白銀　浩二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十一億五千五百四十五万一千六百七十三円、資本準備金の額を五億八千六百五十六万八百六円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十九日

東京都千代田区神田駿河台三丁目二番地

コムシード株式会社

代表取締役　塚原　謙次

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年三月三十一日現在の資本金の額を十九億五千二百六十九万七千二百四円、資本準備金の額を五億一千三百七十一万八千八百三十円減少することにいたしました。

右の各金額は令和八年三月三十一日現在の資本金及び資本準備金の額を基礎として算定したものであり、同日後に新株予約権の行使等により資本金又は資本準備金の額が増加した場合であっても、当該増加額は本件減少額に含まれません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十九日

東京都港区浜松町一丁目一〇番一一号

ジェイファーマ株式会社

代表取締役社長　吉武　益広

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億一千五百二十九万四千九百七十三円、資本準備金の額を八億九千六百二十四万七千八百五十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十四日

掲載頁　八十四頁（号外第二五一号）

令和八年六月二十九日

東京都渋谷区桜丘町一番四号渋谷サクラステージＳＨＩＢＵＹＡサイドＳＨＩＢＵＹＡタワー七階

株式会社ＤＡＴＡＦＬＵＣＴ

代表取締役　久米村隼人

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億一千一百四十七万五千円、資本準備金の額を三億一千八百九十二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ６０株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千三百四十七万五千円、資本準備金の額を二億二千二百二万五千円減少し、それぞれ三百万円、一百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ６１株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千二万五千円、資本準備金の額を一億九千七百四十七万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ６３株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三千万円から金二千万円減少し、また、令和八年六月十二日から同年七月三十一日までの日を払込期日もしくは給付期日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少させ最終的な資本金の額を金一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ６４株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ６５株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ６６株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ６７株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ６８株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ６９株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ７０株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ７１株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ７２株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ７３株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ７４株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ７５株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ７６株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ７７株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ７８株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ７９株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ８０株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ８１株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ８２株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ８３株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ８４株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ８５株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ８６株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ８７株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ８８株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ８９株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ９０株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ９１株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ９２株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ９３株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ９４株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ９５株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ９６株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ９７株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ９８株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ９９株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１００株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１０１株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１０２株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１０３株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１０４株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１０５株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１０６株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１０７株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１０８株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１０９株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１１０株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１１１株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１１２株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１１３株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１１４株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１１５株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１１６株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１１７株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１１８株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１１９株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１２０株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１２１株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１２２株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１２３株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１２４株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１２５株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１２６株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１２７株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１２８株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇九号株式会社赤坂国際会計内

ＧＣＪＧ１２９株式会社

代表取締役　西野　貴司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千七百四十七万五千円、資本準備金の額を一億九千二万五千円減少し、それぞれ一千万円、二百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十九日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一二〇

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年七月十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を二百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年六月二十九日

東京都新宿区高田馬場一丁目四番一五号
株式会社ネクサスホールディングス
代表取締役　狩峰　宏行

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十九日

埼玉県さいたま市大宮区大成町三丁目三五四番地二
共成建設株式会社
代表取締役　澤谷　憲

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十九日

東京都千代田区神田小川町三丁目九番地二
産業振興株式会社
代表取締役　米田　寛

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十九日

東京都小金井市緑町三丁目一一番二八号
株式会社コガネイ
代表取締役　安西　弘道

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十九日

新潟県新潟市中央区東大通一丁目二番二三号
北陸不動産株式会社
代表取締役　韮澤　健一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十九日

長野県松本市大字和田字南西原三九六七番地三四
三枝塗料株式会社
代表取締役　中村　健二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十九日

大分県大分市今津留三丁目一番一号
株式会社大分放送
代表取締役　猪俣　知三

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である野田みゆきが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十九日

東京都中野区東中野二丁目一四番二一―四〇一号
日本における代表者　野田みゆき
Rei Cosmetics LLC

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である保呂田貞行が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号丸の内トラストタワー本館二〇階
VG LNG MARKETING, LLC
日本における代表者　保呂田貞行

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるリンチ・ジョン・モントゴメリーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十九日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー二七階
Select Equity Group Japan Ltd.
日本における代表者　リンチ・ジョン・モントゴメリー

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるアンドレアス・ザルバッハが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十九日

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目八番地一一号
ＨｅｒｋｕｌｅｓＧｒｏｕｐ　Ｘ　Ｇｍｂ Ｈ
日本における代表者　アンドレアス・ザルバッハ

新設分割公告及び合併公告

当社（乙）は、新設分割により新設する株式会社花喜久（住所大阪市中央区島之内一丁目四番七号）に対して当社の全事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

また、右記新設分割の効力の発生を条件に、甲及び乙は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この新設分割及び合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二日
掲載頁　六十七頁（号外第一二二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二日
掲載頁　六十七頁（号外第一二二号）

令和八年六月二十九日

大阪市中央区南船場四丁目四番二一号
（甲）キャル株式会社
代表取締役　前田　明

大阪市中央区島之内一丁目四番七号
（乙）株式会社花喜久
代表取締役　猪股　美紀

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち甲及び乙は、吸収分割して甲は乙が保有・運営する調剤薬局事業（乙が保有する子会社の株式を含む。）に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました（以下「本吸収分割」といいます。）。

また、左記会社のうち甲、丙及び丁は、本吸収分割の効力発生を停止条件として合併し、甲は丙及び丁が保有する権利義務全部を承継して存続し、丙及び丁は解散することにいたしました（以下「本吸収合併」といいます。）。

本吸収分割及び本吸収合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　四頁
（丙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　四頁
（丁）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　四頁

令和八年六月二十九日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号
（甲）まごころ株式会社
代表取締役　米田　博文

静岡県掛川市秋葉路三〇番地の一一
（乙）株式会社ロングライフ
代表取締役　米田　博文

静岡県掛川市下俣南二丁目二二番一七号
（丙）まごころ株式会社
代表取締役　米田　博文

東京都港区赤坂四丁目一一番二号
（丁）株式会社金剛
代表取締役　米田　博文

配当公告

富山県富山市羽根二七八番地一
破産者　株式会社光神

右の者に対する富山地方裁判所令和七年（フ）第八九号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一一九、一四六、五七四円

一、配当することのできる金額
金二二、六二四、九九七円

令和八年六月二十九日

富山県富山市根塚町二丁目一―一　宮本ビル二〇一号　さかき法律事務所
破産管財人　弁護士　坂木　寿和

新規信託分割の公告

みずほ信託銀行株式会社（受託者）は、左記のとおり、令和八年七月三十一日付で、左記一の信託を新規信託分割しますので、公告いたします。

この分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

一、従前の信託の特定

㈠　信託の当事者

委託者兼受益者

東京都中央区日本橋大伝馬町七番三号

ヒューリック株式会社

受託者

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社

㈡　信託の年月日及び契約名称

令和五年三月三十日付不動産管理処分信託契約書（その後の変更を含む。）

二、従前の信託において作成された財産状況開示資料等

右記一の信託についての、信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）第十七条第二号及び第三号に掲げる事項については、左記連絡先にご照会ください。

三、分割が効力を生ずる日以後における従前の信託及び新たな信託の信託財産責任負担債務の履行の見込み

いずれも履行の見込みがあるものと判断しております。その詳細については、左記連絡先にご照会ください。

四、連絡先

東京都千代田区丸の内一丁目三番三号

みずほ信託銀行株式会社　不動産信託部

電話番号　〇三―四三三五―七三七二

令和八年六月二十九日

受託者　東京都千代田区丸の内一丁目三番三号　みずほ信託銀行株式会社

代表取締役社長　笹田　賢一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十八億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和八年六月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＳＫＤ８特定目的会社

代表取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和八年六月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＳＫＤ１０特定目的会社

代表取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十七億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和八年六月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＳＫＤ１１特定目的会社

代表取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和八年六月二十九日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

ＳＫＤ１２特定目的会社

代表取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年六月三日

掲載頁　七十七頁（号外第一二三号）

令和八年六月二十九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

ＡＡＪ　Ｇ特定目的会社

取締役　鄭　武壽

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.web-kokoku.jp/14451/14451.html

令和八年六月二十九日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

ジー・エイ・ワン・レジデンス・テン・ホールディング特定目的会社

取締役　関戸　隆夫

債権申出の公告（第一回）

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三項の規定により令和八年六月一日解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十九日

広島県広島市西区商工センター二丁目一五―一　アスティ・フジ企業年金基金

清算人　宮川　晃幸

債権申出の公告（第二回）

当社は、平成八年五月二十七日付破産手続開始決定により解散しましたが、残余財産の清算のため、令和七年十月三十一日に千葉地方裁判所（令和七年（ヒ）第十六号）により、当職が清算人に選任されました。当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月二十九日

千葉県船橋市三咲五丁目二九番一号　株式会社田名辺工業

代表清算人　大平　俊一

連絡先　千葉市中央区登戸二丁目八番二号　クリスチャンセンタービル四〇一

大平法律事務所

債権申出の公告（第二回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年六月一日、厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年六月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和八年六月二十九日

東京都渋谷区渋谷三丁目二五番一八号

ウィーメックス株式会社確定給付企業年金

清算人　伊藤　聡

訂正公告

令和八年六月十九日（号外第一三五号）掲載の解散公告中、「株式会社文栄堂販売」とあるは、「株式会社文英堂販売」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月二十九日

東京都新宿区岩戸町一七番地

株式会社文英堂販売

代表清算人　益井　英博

訂正公告

令和八年六月十九日（号外第一三五号）掲載の第四十二期決算公告（枠組）中、「代表取締役　川上　雅章」とあるは、「代表取締役　広瀬　登」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年六月二十九日

東京都渋谷区神南一丁目四番一号

株式会社アイテックリース

代表取締役　広瀬　登

正　誤

令和八年五月二十二日公布会計検査院規則第三号（計算証明規則の一部を改正する規則）（原稿誤り）

四ページ第五号の二書式（第三十九条関係）中「「以下「目の細分」」は「以下「目の細分」」の「「以下「目」」は「以下「目」」の誤り。